



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2019年5月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

相続登記を放置していませんか？

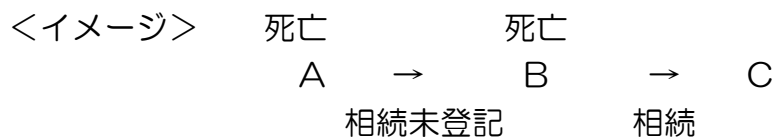
近年、相続した不動産について、相続登記が行われていないことも多く、社会問題となっていることをご存じでしょうか？相続登記がされていないと、所有者不明の土地が発生し、空き家問題など様々な問題となっています。

★相続登記した場合のメリット・デメリット

相続登記がされていれば、不動産を売却しようとした時に、すぐに手続きできますが、登記されていないと、所有者が不明となっていて、調査に時間がかかったり、売却したい時にすぐに売却できないこともあります。また、相続登記の費用や手数料も高額となることがあります。

★相続登記の免税措置があります！

相続により土地を取得した方が、相続登記をする前に亡くなった場合、その方の登録免許税が免税となります（下図のA→B間）。この措置は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの期間に限ります。また、この措置を受けるには申請が必要となりますのでご注意ください。



(鈴木 記)

住民税の特別徴収の決定通知書が届きます

令和元年6月分より住民税の特別徴収額が変更になります。従業員の給与から天引きしている住民税（市県民税）の変更をお願いします。

